夏休みに向け、親子で生活環境について学ぼう！

「ごみ減量親子学習会」

ごみ対策課では環境学習の一環として、ごみ減量についての知識や、リサイクル（再資源化）を効率的に行うための正しい分別などについて、親子で体験しながら学ぶ「ごみ減量親子学習会」を開催します。身近な環境への配慮に取り組んでみませんか。

【日時】全4回。6月22日、7月20日、8月24日、10月（未定）のいずれも土曜日、午前10時～11時半

【内容】「生ごみの堆肥化」を継続したテーマとし、秋の収穫を目指してコンポスト（生ごみ堆肥化容器）の作成から取り組みます。リサイクルを行う工程について学習テーマを設け、実際にさまざまな体験をしていただく予定です

【対象】全回参加可能な小学生とその保護者

【定員】先着15組（30名程度）

申し込みは、土曜・日曜日を除く5月15日（水）～31日（金）の午前8時半～午後5時に電話で、ごみ対策課☎473・2117へ。

詳しくは同課へ。

生ごみ減量化処理機器購入に

助成金を交付します

市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭や事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を設けています。

【対象】市内在住または市内に事業所を有する方で、生ごみ減量化処理機器を購入し市内に設置する方

【助成金額】（1）**処理能力が一日当たり5キログラム未満の場合**　①購入金額が7000円まで＝購入金額の半額②購入金額が7000円を超えて1万2000円まで＝一律3500円③購入金額が1万2000円を超えて6万円まで＝購入金額の3分の1④購入金額が6万円を超えるもの＝一律2万円

（2）**処理能力が一日当たり5キログラム以上の場合**　①購入金額の3分の1の額、または30万円のいずれか低い方の額

※いずれも助成金額の100円未満の端数は切り上げ。

申し込みは購入を証明する書類（領収書など）、認め印（スタンプ式は不可）、振込先金融機関の通帳を、土曜・日曜日、祝日を除く平日の午前8時半～正午、午後1時～5時に、ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）、または環境政策課（市役所5階）へ直接持参してください。なお、郵送での申し込みはできません。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

小型家電のイベント回収（無料）・生ごみの減量化展示コーナー

環境フェスティバルにおいて設置します

6月8日（土）と9日（日）に開催される「第17回環境フェスティバル」において、家庭で不要となった小型家電のイベント回収（無料）を行います。

小型家電をリサイクルすることで、レアメタル（希少金属）などの再資源化を図り、ごみの減量化への意識を高めることが目的です。

また、生ごみを堆肥化するなどの減量化の取り組みについて、展示コーナーを設置します。展示コーナーでは生ごみ減量化機器の実演をしますので、当日に生ごみをご持参ください。

【日時】6月8日（土）午前10時～午後4時、9日（日）午前10時～午後3時

【回収および展示場所】市役所1階屋外ひろば（ごみ対策課ブース）

【小型家電の回収品目】電子レンジ、携帯電話、家庭用ゲーム機、デジタルカメラ・ビデオカメラ、ドライヤー、携帯型CD・MDプレーヤー、リモコン、電子辞書など。

詳細は次号の広報6月1日号および市ホームページで、お知らせします。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

ごみの減量を目指して

②

～生ごみを減らすためには～

燃えるごみの中でも、生ごみは全体の約20％を占めています。この生ごみを減らすためには、まず生ごみとなる「元」を出さないようにすることが重要になります。家計簿などを使用して計画的な食品の購入を心掛け、不要な食品を買わないようにするほか、作り過ぎに注意して残飯を出さないようにすることも必要です。また、生ごみのうち約80％が水分です。洗う前に皮をむくなど、まずはできるだけぬらさないことも重要です。さらに三角コーナーの生ごみを捨てる際に、水を切るだけでも大きな減量につながります。いずれも小さなことですが、一人ひとりの取り組みが大きな効果を生み出します。皆さんのご協力をお願いします。

このほか、生ごみを堆肥化して土に戻すことで、ごみとして出さない方法もあります。生ごみを堆肥化するには、さまざまな方法がありますが、そのうちのいくつかをご紹介します。

①生ごみ減量化処理機器＝生ごみ処理機には、さまざまな種類がありますが、バイオ型の処理機では、バイオ材と混ぜて生ごみが堆肥化されます

②EM菌＝EMとは、Effective Micro-organisms の略で、有用な微生物の意味です。EM菌には発酵を早めたりする効果があり、専用のEMバケツを使用することで、より効率的に堆肥化ができます

③コンポスト＝コンポストには、地中に埋めて使用するタイプやダンボールで作成できるダンボールコンポストなどがあります

いずれも生成された堆肥は、通常の土と混ぜてなじませることが必要です。

市では、これらの生ごみ減量化処理機器購入の際に、助成金制度を設けています（ダンボールなどは除く）。ご利用ください。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

道路上に張り出している樹木などの適切な管理をお願いします

民有地から公道などの道路上へ、樹木の枝が張り出していたり、草や生け垣などが出ていると、見通しを悪くします。また、高木などの張り出しは夜間、防犯灯などの明かりが十分に行き届かなくなる場合もあり、安全な走行に支障を来します。

これらに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木所有者が責任を問われる場合があります。

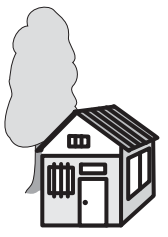

所有者は枝の剪定（せんてい）など、適正な管理をお願いします。

詳しくは施設管理課管理調整担当☎470・7764へ。

段差解消ブロックや鉄板などを道路上に置かないでください

玄関や駐車場と道路の段差を解消するため、段差解消ブロックや鉄板などを道路上に設置しているケースが多く見られます。

これらの行為は、歩行者などが転倒する事故の原因となり、設置した方の責任も問われる場合があります。また、雨の日には雨水の流れを止めてしまい道路の排水機能を損ねることにもなり、道路法上の禁止行為となります。

道路との段差を解消するには、切り下げ工事（申請が必要です。工事費は自己負担となります）をするなど、適切な方法をお願いします。

詳しくは施設管理課管理調整担当☎470・7764へ。

6月のお気軽に無料相談

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日・定員など		会場
法律相談	5日・12日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	5月30日(木)・各日8人	午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738	市役所2階相談室
	19日・26日			6月13日(木)・各日8人		
登記相談	5日(水)午後1時から		司法書士	5月31日(金)・5人		
表示登記相談	5日(水)午後1時から		土地家屋調査士	5月31日(金)・5人		
税務相談	12日(水)午後1時から		税理士	6月7日(金)・5人		
人権身の上相談	19日(水)午後1時から		人権擁護委員	6月14日(金)・4人		
不動産相談	19日(水)午後1時から		宅地建物取引主任者	6月14日(金)・5人		
交通事故相談	26日(水)午後1時から		弁護士	6月20日(木)・5人		
相続・遺言・成年後見等手続相談	12日(水)午前10時から		行政書士	6月6日(木)・4人		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	26日(水)午前10時から		社会保険労務士	6月20日(木)・4人		
経営相談	平日の午前10時～午後4時		市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	3日・10日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	5月15日(水)・各日3人	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061	男女平等推進センター
	17日・24日			6月5日(水)・各日3人		
女性弁護士による法律相談	7日(金)午前9時半～午後0時半		女性弁護士	5月24日(金)・3人		
耐震相談	14日（金）午後2時～5時		東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515		市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日	午前10時～午後5時※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667（成美教育文化会館内教育センター）		
	月曜～金曜日			滝山相談室☎475・8909（西中学校隣）		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736		

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	12日（水）午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	14日（金）午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日の午前9時～午後5時※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	13日（木）午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課（市役所2階）

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東京都でも、**「交通事故相談」**☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください

◆**東久留米市の行政相談**…篠宮松美氏（南町、☎465・1839）▽岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）▽内田國夫氏（弥生、☎462・7265）